

第5章

行動計画の推進

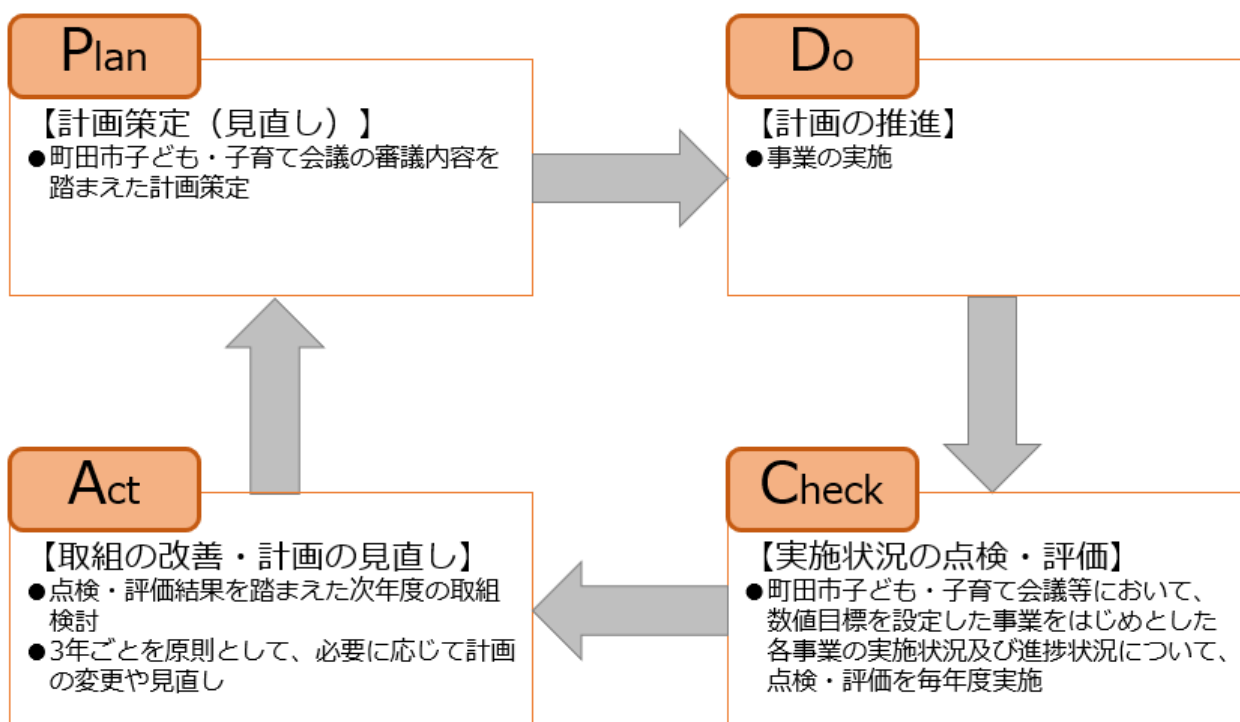
第5章 行動計画の推進

1. 行動計画の進行・管理

本行動計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクル[※]を確保し本行動計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

行動計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的取組の進行状況について把握するとともに、町田市子ども・子育て会議において、取組の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

■PDCA サイクルと町田市子ども・子育て会議の役割



※PDCA サイクル…Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Act（改善）を繰り返すことで、継続的に改善していこうとする仕組み、あるいは手法のこと。

參考資料・索引

参考資料

1. 「(仮称) 子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」 検討部会

(1) 部会員

任期：2023年5月11日から2024年3月31日まで

氏名 (敬称略)	所属	備考
鈴木 美枝子	玉川大学	部会長
下尾 直子	洗足こども短期大学	
田部井 眞	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	
森山 知也 (～2023年12月)	東京都立町田の丘学園	
旭岡 善介 (2024年1月～)		
朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	
風張 眞由美	町田市医師会	
中井 敏子	市民	
酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

(2) 検討部会開催日・検討内容

回	開催日	検討内容
第1回	2023年5月11日	子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 の策定について アンケート・ヒアリング実施概要について
第2回	2023年11月6日	アンケート・ヒアリング結果報告、行動計画素案検討
第3回	2024年1月17日	意見募集の実施状況、行動計画原案検討

2. 「(仮称) 子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」 庁内検討部会

地域福祉部障がい福祉課長
保健所保健予防課保健対策担当課長
学校教育部教育センター所長
子ども生活部子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部保育・幼稚園課長
子ども生活部子育て推進課長
子ども生活部子ども家庭支援センター長
子ども生活部子ども発達支援課長
子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長

3. 町田市子ども・子育て会議委員

任期：2022年4月1日から2024年3月31日まで

2023年度		
構成	氏名（敬称略）	所属
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	吉永 真理	昭和薬科大学
	鈴木 美枝子	玉川大学
	菅野 幸恵	青山学院大学
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部
子ども・子育て支援を実施する事業者の代表	矢口 政仁	町田市私立幼稚園協会
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会
	叶内 昌志	町田市社会福祉協議会
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表	工藤 成	町田市立小学校校長会
	杉浦 元一	町田市立中学校校長会
	森山 知也 (~2023年12月)	東京都立町田の丘学園
	旭岡 善介 (2024年1月~)	
	朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会
	渋谷 由美	町田市立中学校 PTA 連合会
保健医療関係団体の代表	風張 眞由美	町田市医師会
経済関係団体の代表	松井 大輔	町田商工会議所
公募による保護者で市内に住所を有する者	笹生 亜依	市民
	中井 敏子	市民
	渡邊 蔵之介	市民
子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者	福田 麗	町田市青少年委員の会
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会

4. 用語解説

【あ行】

愛の手帳（療育手帳）

知的障がいのある人が福祉的サービスを受けるために必要な手帳で、障がいの程度により 1 度から 4 度の区分で交付されます。（他道府県の多くでは「療育手帳」と呼ばれています。）

医療的ケア児

チューブで栄養を摂ったり、痰を機械で吸ったりするなどの「医療的ケア」を、生活を営むために、日常的に要する児童のこと。

医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児とその家族からの相談に対応し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整します。

【か行】

加配

障がいを有するなど特に配慮が必要な子どもが通う保育園等で、クラスの運営にあたって特に職員配置が必要な場合に、あらかじめ決められている保育士等の配置に加えて職員を配置すること。

教育センター

教育上の課題を抱える子どもと保護者及び教育関係者への支援を行い、教育の質の向上・教育課題の解決を図り、子どもの健全な成長を支援します。

教育相談

教育センターで、心理専門の相談員が、市内の年長から 18 歳までの子どもの学校生活に係る様々な相談（不登校・いじめ・発達の問題・友人関係・教育上の相談等）に応じるもの。電話相談もあります。

高次脳機能障がい

病気や交通事故などの様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障がいのこと。

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談や児童虐待の予防・早期発見・対応等を行っています。

【さ行】

サポートルーム（特別支援教室）

自閉症、注意欠如・多動性障がい、学習障がいなどの児童・生徒を対象とし、通常の学級に籍を置きながら、週 1～2 時間程度指導を受ける教室（担当の教員が各学校を巡回）。

就学相談

小学校への就学に際し、子どもの障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定するために教育委員会が行う相談。

重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

障害児支援利用計画（サービス等利用計画）

障害児通所支援サービス利用者の生活を支えるため、生活の中で解決すべき課題を踏まえて必要な支援の内容を検討し、具体的に利用するサービスを計画するもの。

進学相談

中学校への進学に際し、児童の障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から進学先を決定するために教育委員会が行う相談。

心身障がい

ここでは、知的障がい、身体障がい、重度心身障がいのこと。

身体障がい

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能）、内部機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）に障がいがあり、日常生活に制約等がある障がいのこと。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が福祉的サービスを受けるために必要な手帳で、障がいの種類や程度により1級から6級までの区分で交付されます。

精神障がい

統合失調症、うつ病等の気分障がい、アルコールや薬物依存、その他の精神疾患の状態にある障がいのこと。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい・発達障がいのある人が、福祉的サービスを受けるための手帳で、障がいの程度により1級から3級の区分で交付されます。

セルフプラン

障害児支援利用計画（サービス等利用計画）のうち、様々なサービスに精通した相談支援専門員と利用者が面談などを通じて作成した計画ではなく、サービスを利用する人やその保護者等が作成した計画のこと。

専門家チーム専門員

町田市立小・中学校に在籍する児童・生徒の発達障がいの状況や課題に関する意見・判断、必要な支援・配慮等を踏まえた学習・生活指導の具体策、保護者への支援に関する方策、学校の組織的取組等に関する改善策などについて指導・助言を行うために、市教育委員会が委嘱する有識者。

【た行】

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるために、何らかの援助を必要とする障がいのこと。

通級指導学級

障がい等はあるが、通常の学級での学習に概ね参加可能な児童・生徒が、通常の学級に籍を置きながら、週 1～2 時間程度、指導を受ける学級。

特別支援学級

障がい等により、通常の学級における指導では十分な効果を上げる事が困難な児童・生徒に対し、きめ細やかな教育を行うために小・中学校に配置される少人数の学級。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚・聴覚・知的障がい・肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む）のある子どもに対し、幼稚園・小・中・高等学校に準ずる教育を行うと共に、障がいによる学習・生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけることを目的として設置される学校。

特別支援教育

学校教育法第 8 1 条に基づき、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行う教育。

特別支援教育コーディネーター

発達に支援が必要な児童・生徒の教育を支援するため、小・中学校、特別支援学校等における学校内外の連絡調整（保護者の相談窓口、校内委員会・研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡調整など）を担当する教員。

特別支援教育支援員

町田市立小・中学校に在籍し、特別な支援が必要な児童・生徒の介助・安全への配慮を行い、学校生活を支援するために、学級担任教諭の補助者として、市教育委員会が任用する支援員。

特別支援教育巡回相談員

町田市立小学校の通常の学級において特別な配慮や支援を要する児童に関する各校の実態を把握し、その指導について学校管理職・特別支援教育コーディネーター・学級担任等への助言や、専門家チーム・関係諸機関への連絡・相談を行う相談員。

【は行】

発達障がい

脳機能の発達に関係する障がいで、コミュニケーションや対人関係で困難を抱えることが多く見られます。主な発達障がいとしては、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい、学習障がいなどがあり、複数の障がいが重なってあらわれることや、障がいの程度や年齢、生活環境などによっても症状は異なります。

副籍交流

副籍制度による交流活動のこと。

副籍制度

原則として、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の通学区域の小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

ペアレントメンター

発達障がいやその可能性がある子どもの子育て等に悩む親に対し、発達障がいのある子どもを育ててきた同じ立場の親が、相談にのったり情報提供を行うなどの活動の中で、悩みや不安を抱える親たちの助けとなったり、適切な機関へつなぐ「同じ立場の親による親支援」を行う人材。

【ま行】

マイ保育園（子育てひろば）

身近な認可保育園が「かかりつけ窓口」として子育て相談や子育て情報を提供する事業。また、実施園によっては室内や園庭を「子育てひろば」として開放し、親子の交流の場の提供や子育て支援に関する講習等を行っています。

町田市特別支援教育専任相談員

町田市立小・中学校の特別支援学級の指導内容・方法についての必要な助言や、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒への指導方法や対応の助言を行うために、市教育委員会が委嘱する相談員。

索引

取組名	内容	担当課	施策分類	ページ
医療的ケア児コーディネーターによる総合的な支援の実施	子ども発達センターに配置した医療的ケア児コーディネーターを中心に、医療的ケア児とその家族からの相談に対応し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、保育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整します。	子ども発達支援課	Ⅱ-3-(1)	69
医療的ケア児コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達センターに配置します。	子ども発達支援課	Ⅱ-3-(1)	68
医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会の開催	学識経験者及び医療、教育、子育て等の各分野の関係機関が参加し、市が定期的実施するニーズ調査の結果等を基に、支援サービスのあり方やサービス提供の仕組みづくりについて意見交換及び情報共有等を行います。	子ども発達支援課	Ⅱ-3-(1)	69
インクルーシブ遊具広場整備	「町田市第二次野津田公園整備基本計画」に基づき、パークセンターゾーン内の「わんぱく広場」を整備するにあたり、障がいの有無に関わらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べる遊具広場整備に取り組みます。	公園緑地課	Ⅲ-2-(1)	77
FC 町田ゼルビア協働事業センサリールーム	視覚・聴覚など感覚過敏な子どもが、周辺の環境に左右されることなく過ごすことのできる「センサリールーム」を町田ゼルビアと連携して町田G I O Nスタジアムに設置し、対象の子どもやその家族が、安心してゼルビアのホームゲームを観戦する機会を提供します。特別支援学級もしくは特別支援学校に在籍する児童と子ども発達センターを利用する通園児及びその家族とします。	子ども発達支援課	I-1-(1)	41
親子療育	子ども発達センターにおいて、家庭以外での適切な遊びの場を提供し、親子で療育に参加することで保護者が子どもの特徴の理解を深めるとともに子育ての悩みを相談できる場とします。	子ども発達支援課	Ⅱ-1-(2)	62
学童保育クラブ	障がいのある児童と低学年児童は、一定の期間に申請があれば原則全員入会とし、また、年度途中の入会申請についても、高学年児童より優先する取り扱いとすることで、子育てと仕事の両立を支援します。	児童青少年課	Ⅱ-2-(1)	66
(仮称) 西部地域子ども発達センターの検討	西部地域に子ども発達センターを補完する施設の設置を検討します。	子ども発達支援課	I-2-(1)	45

取組名	内容	担当課	施策分類	ページ
グループ指導	幼稚園・保育園・認定こども園等に通っている年少から年長児が、家庭や所属園で安心して過ごせるように小集団での活動を通じた支援を行います。	子ども発達支援課	I-2-(1)	44
高校生療育体験ボランティア	町田市内に在住する、もしくは町田市内の高校に在籍する高校生を対象に、子ども発達センターの療育を体験する「高校生療育体験ボランティア」を実施します。	子ども発達支援課	Ⅲ-2-(1)	76
交流及び共同学習の推進	通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても都立特別支援学校と連携し交流を図ります。	教育センター	Ⅲ-1-(1)	73
子育てひろば巡回相談	子育てひろば等を通じて、発達に支援が必要な子どもを対象とした相談スキルの向上及び子育て支援体制の充実を図ります。	子ども発達支援課	Ⅱ-1-(1)	59
子ども発達センターの児童発達支援週1日通園（併行通園）	地域の保育園・幼稚園等に通園している子どもを対象に、遊びなどを通じて自信や意欲を育て、子ども自身にとって集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。	子ども発達支援課	I-2-(1)	43
子ども発達センターの児童発達支援週5日通園	発達に支援が必要な子どもを対象に、遊びなどを通じて自信や意欲を育て、地域の中で健やかに成長していけるように専門的な支援を行います。	子ども発達支援課	I-2-(1)	43
子ども発達センターの保育所等訪問支援	専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に訪問し、子ども自身にとって集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。	子ども発達支援課	I-2-(1) Ⅱ-2-(1) Ⅲ-1-(1)	44 67 74
子ども発達センターの民間活力導入	子ども発達センターの（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設移転に合わせ、民間活力を導入します。	子ども発達支援課	I-2-(1)	45
個別避難計画の作成	災害時に自力で避難することが困難な重度の障がい児をはじめとする「避難行動要支援者」の避難を支援するため、「個別避難計画」を作成します。	子ども総務課、子ども発達支援課	Ⅲ-2-(1)	78
サポートルーム（特別支援教室）の実施	小・中学校全校においてサポートルーム（特別支援教室）を実施します。	教育センター	I-2-(2)	47
事業所ガイドブック	市内にある児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を紹介するガイドブックを作成・配布するとともにまちだ子育てサイトで公開します。	子ども発達支援課	I-2-(1)	44

取組名	内容	担当課	施策分類	ページ
児童虐待相談対応	虐待受理した0歳から18歳未満の要保護児童に対して、改善に向けた取組を実施します。必要に応じて専門機関やサービスの調整をし、問題解決に向けたサポートを行います。	子ども家庭支援センター	Ⅱ-3-(2)	71
就学・進学相談	小学校への就学、中学校への進学の際に、特別な支援を必要とする子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。	教育センター	I-2-(3)	51
重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト	地域で生活する医療的ケアの必要な重症心身障がい児(者)や医療的ケア児の居宅に看護師を派遣し、その家族が行っている医療的ケア等を代替えることで、その家族に一時的な休養を提供する事業を行います。	障がい福祉課	Ⅱ-3-(1)	70
出張相談	発達に支援が必要な子どもが、地域の集団の場で適切な配慮のもとに過ごすことができるように、各園からの依頼を受けて子ども発達センターの職員が訪問し、集団場面での対応について助言します。	子ども発達支援課	I-2-(4)	53
障がい児者水泳教室	小学生以上で、障がいのある人を対象とし指導員が原則マンツーマンで付き添い、楽しい遊びや水慣れができるようにします。	障がい福祉課	I-1-(1)	40
障がい児スポーツ教室	小学生以上の障がいのある人を対象に、体を動かすきっかけとして、体育館やプールで年間36回程度開催します。	障がい福祉課	I-1-(1)	39
障害児相談支援	障害児通所サービス及び障害福祉サービスを必要としている子どもが、相談支援専門員のケアマネジメントにより、適切にサービスの利用ができるように支援します。	子ども発達支援課	Ⅱ-1-(1)	60
障害児相談支援事業者懇談会	情報共有や連携強化を目的に、市内の障害児相談支援事業者が出席する懇談会を開催します。	子ども発達支援課	I-2-(4)	54
障がい者スポーツ大会	障がいのある人がスポーツを通じて楽しむための大会を開催します。	障がい福祉課	I-1-(1)	39
障がい者スポーツ体験教室	市内の小中学校で障がい者スポーツの体験教室を行います。	スポーツ振興課	Ⅲ-2-(1)	76
進路先への引き継ぎ	特別な支援を必要とする生徒が中学校を卒業する際に、進路先への「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の引き継ぎを行い、進路先への適切な支援が継続されるようにします。	教育センター	I-2-(3)	51
地域公開講座	地域住民に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。	子ども発達支援課	Ⅲ-2-(1)	76

取組名	内容	担当課	施策分類	ページ
地域子育て相談センター	マイ保育園(子育てひろば)等を通じて、発達に支援が必要な子どもの子育てについて、専門機関である子ども発達センターと連携した子育て支援体制の充実を図ります。	子育て推進課	Ⅱ-1-(1)	59
地域参加支援	子ども発達センターの親子通園の活動の中で地域子育て相談センター等の地域の遊びの場に行くことで、外出のきっかけづくりや遊びの提供を支援します。	子ども発達支援課	I-1-(1) Ⅲ-1-(1)	40 73
地域ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。	子ども家庭支援センター	Ⅱ-3-(2)	71
通常の学級及び特別支援学級における支援	通常の学級や特別支援学級における特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うため、特別支援教育支援員を小・中学校全校に配置するとともに安定的な人材確保に努め、各学校の状況に応じた適正な配置を行います。	教育センター	I-2-(2)	47
特別支援学級の整備	地域の状況や対象となる児童・生徒数を踏まえて、特別支援学級を整備します。	教育センター	I-2-(2)	48
特別支援教育コーディネーターの資質向上	特別支援教育コーディネーターを対象とした、資質向上のための特別支援教育コーディネーター研修会を実施します。	教育センター	I-2-(4)	55
特別支援教育巡回相談員等による支援	学校からの要請に応じ、特別支援教育巡回相談員、専門家チーム専門員、特別支援教育専任相談員が学校を訪問し、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。	教育センター	I-2-(4)	55
特別支援教育の理解促進に向けた研修の実施	特別支援教育に関する研修を全ての初任教員に実施し、広く特別支援教育への理解啓発を図ります。	教育センター	I-2-(4)	55
乳幼児健康診査	乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育、精神発達の重要な時期に、健康診査を実施します。	保健予防課	Ⅱ-1-(1)	58
バリアフリー基本構想に基づく地区ごとのバリアフリー化の推進	だれもが安心して移動や施設等の利用ができる環境の整備促進を図るため、市内10地区のバリアフリー基本構想における特定事業の進捗管理を行います。また、地区の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて基本構想の見直しを行います。	交通事業推進課	Ⅲ-2-(1)	78

取組名	内容	担当課	施策分類	ページ
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。	教育センター	Ⅲ-1-(1)	73
ペアレントトレーニング	子ども発達センターの3・4・5歳児の保護者が、グループワークを通して子どもへのより良い関わり方を学び、子育ての悩みを解消し自信をもって子育てができるように支援します。	子ども発達支援課	Ⅱ-1-(2)	62
ペアレントメンター・カフェ	障がいがある子どもの子育て経験を活かして、同じような悩みをもつ保護者の話を聞いたり、情報提供等を行うペアレントメンター・カフェ（懇談会）を開催します。	子ども発達支援課	Ⅱ-1-(2)	63
保育園等での医療的ケア児の受け入れ	「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児を保育園等に受け入れます。	子ども発達支援課、保育・幼稚園課、子育て推進課	Ⅱ-2-(1) Ⅱ-3-(1)	66 70
保育園等での障がい児の受け入れ	保育園等での障がいのある児童の受け入れについて、安全に受け入れができるよう、医療、保育関係機関と連携して実施します。	保育・幼稚園課	Ⅱ-2-(1)	65
町田市立小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・特別支援学校連絡協議会	保育園・幼稚園、子ども発達センター、公立小学校、学童保育クラブ、町田の丘学園小学部の間で連絡協議会を行い、円滑な就学を目指します。	教育センター	I-2-(3)	50
療育機関懇談会	情報共有やサービスの質の向上を目的に、市内の障害児通所支援事業者が出席する懇談会を開催します。	子ども発達支援課	I-2-(4)	54
療育記録ノート	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。	子ども発達支援課	I-2-(3) Ⅱ-1-(1)	50 60
療育実地研修	子どもが通う施設の職員の発達障がい等に関する知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、子ども発達センターで行う療育を体験する研修を行います。	子ども発達支援課	I-2-(4)	54
療育セミナー	保育園・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	子ども発達支援課	I-2-(4)	53

町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026（第三期障害児福祉計画）

発行年月 2024年3月

発行 町田市子ども生活部子ども発達支援課

町田市中町 2-13-14 子ども発達センター内

電話 042-709-3455

FAX 042-726-0454

刊行物番号 23-86

印刷 庁内印刷

あそぼう☆そだとう☆そだてよう

いいこと
ふくらむ
まちだ

